

インターネット販売事業者・通信販売事業者である 小売業者の義務履行体制構築について

平成30年2月

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

はじめに

- ◆ この資料は、インターネット販売事業者・通信販売事業者である小売業者が、家電リサイクル法に係る義務履行体制を構築するに当たって、具体的に必要となる主要事項やその対応の流れを紹介するもの。
- ◆ あくまでも主な事項に係る一例であり、この方法によらなければ義務履行ができないわけではなく、また、この方法によれば必ず義務履行が完遂されるというものでもないことに留意が必要。
- ◆ 小売業者は、本説明会の資料2の内容をよく理解し、説明されている義務を忠実に遂行する必要がある。この資料は、主要事項に係る一つの参考資料として活用していただきたい。

義務履行体制構築に係る主な事項の流れ①

ステップ1

一般財団法人家電製品協会の家電リサイクル券システムに加入する。

- 一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターに家電リサイクル券システムへの加入を申し込み、自社名義による家電リサイクル券の発券を行うことができるようにしてください。
- 加入申込手続については、本説明会の資料4を参考にしてください。

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター

TEL0120-319640（午前9時～午後6時（日・祝休））

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/s_join02.html

義務履行体制構築に係る主な事項の流れ②

ステップ2 (ステップ1と同時に準備することが可能。)

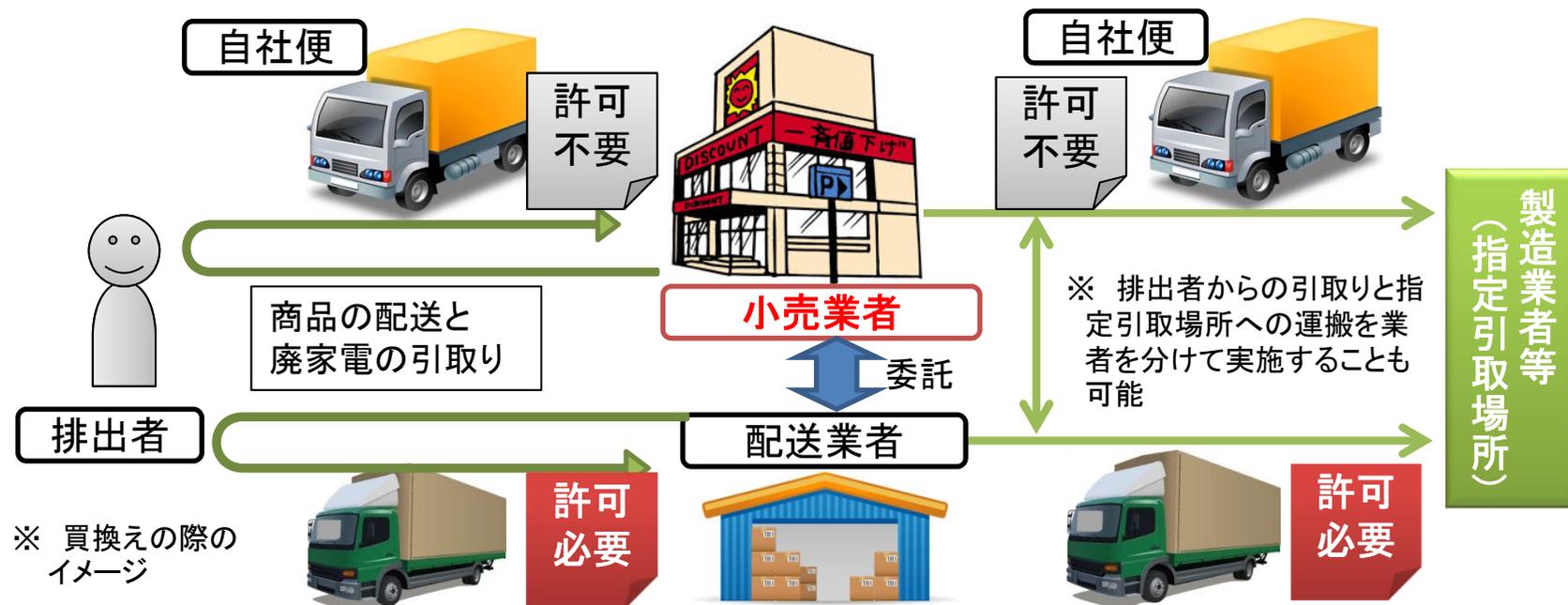
家電4品目の配送と廃家電の収集運搬を担うことができる、産業廃棄物収集運搬許可業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者と、廃家電の収集運搬委託契約を締結する。

- 家電4品目の配送と廃家電の収集運搬を行うことができる許可業者との間で、廃家電の収集運搬(及びリサイクル券の交付等)の委託契約を締結してください。
- 商品の配送を行うことができる物流事業者であって、産業廃棄物収集運搬許可を有する事業者へ委託する場合があります。
- 廃家電の収集運搬委託については、本説明会の資料2の10～11ページに記載の事項に留意してください。
- 廃家電の引取依頼がない場合は通常の配送業者に商品配送のみを依頼し、廃家電の引取依頼がある場合には産業廃棄物収集運搬許可を有する事業者へ商品配送と廃家電の収集運搬を依頼する、というように、廃家電の引取りの有無により手配事業者を変えるという対応を行っている小売業者もあります。

※廃家電の収集運搬等の委託は、小売業者としての義務が委託先に移るわけではありません。小売業者は、義務の主体として、委託先の事業者が家電リサイクル法及び廃棄物処理法に基づいた対応を行っているかについて、適切に管理する必要があります。

収集・運搬に関する留意点①

- 廃家電の排出者からの引取りと製造業者等(指定引取場所)への引渡しの実施主体
 - ・ 小売業者自らが実施するほか、廃棄物処理法上の収集運搬許可を有する者に委託して実施することも可能
- 廃家電の引取り・引渡しに必要な許可
 - ・ 本来、家庭から出る廃家電は一般廃棄物、事業所から出る廃家電は産業廃棄物であり、それぞれ廃棄物処理法上の許可が必要
 - ※ 一般廃棄物の収集運搬の許可権者は市町村、産業廃棄物の収集運搬の許可権者は都道府県等であり、収集運搬を行う地域ごとに許可が必要
 - ・ しかし、家電リサイクル法に特例規定があり、小売業者自らが収集運搬を実施する場合は、許可は不要
 - ・ また、家電リサイクル法に特例規定があり、小売業者の委託を受けて収集運搬する許可業者については、一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらかの収集運搬許可のみで可(ただし、収集運搬できる地域は許可の範囲)



配送業者等に委託して収集・運搬を実施する場合には、以下の点に注意が必要

- ① 委託先の配送業者(受託者)が廃棄物収集運搬業の許可を有していなかった(又は失効した)。
➡ 委託先の配送業者(受託事業者)が廃棄物処理法違反となるため、許可を有する事業者への委託が必要
(契約の際及び定期的に廃棄物収集運搬業の許可証の確認等が必要)
- ② 収集・運搬を受託した業者が更に別の業者に再委託して収集・運搬を行っていた。
➡ 再委託は廃棄物処理法上認められておらず、受託事業者が廃棄物処理法違反
- ③ 収集運搬を受託した業者の従業員が回収した廃家電を横流し(又は不法投棄)した。
➡ 小売業者が引渡義務違反(不法投棄の場合、受託事業者は刑事罰の対象)

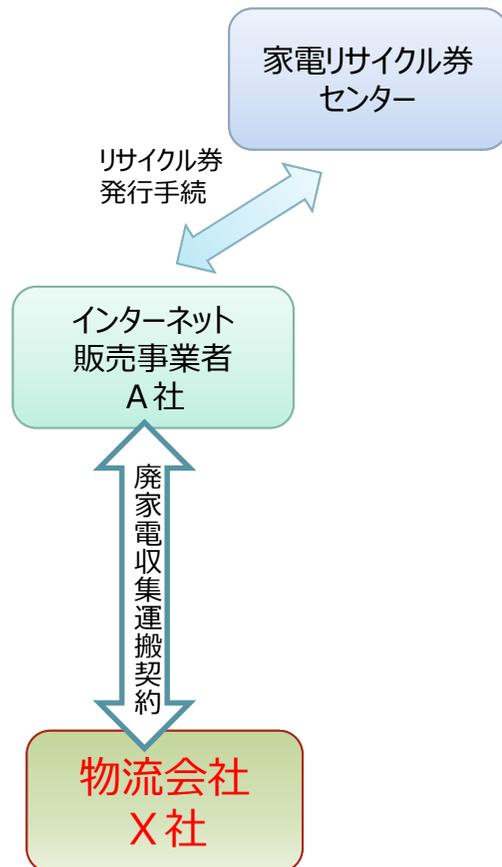
以上のように、受託事業者による横流しや紛失であっても、小売業者も家電リサイクル法違反に問われることとなる。

⇒ 自らの意に反して違法業者の扱いを受けないためにも、廃棄物処理法の許可を有し、信頼できる配送業者と委託契約を適切に交わすとともに、管理票等を通じて引渡しの状況等について管理し、また、定期的に許可の有無を確認する必要がある。

参考：インターネット販売事業者の対応例のモデル①

① インターネット販売事業者A社は家電リサイクル法上の引取・引渡義務について、物流会社X社と廃家電の収集・運搬の委託契約を行い、対応を行うというモデル

➤ 対応イメージ



- ・ 全国の産業廃棄物収集運搬許可を有する。

➤ 対応の流れ

- ① インターネット販売事業者A社は家電リサイクル券センターとリサイクル券発行手続を行う。
- ② インターネット販売事業者A社は、全国に物流拠点を有し、全国の産業廃棄物収集運搬許可を有する物流会社X社と
 - ・ 商品の配送・設置・取付
 - ・ 廃家電の収集運搬について、一体的な契約を行う。
- ③ 具体的な発注に対して、
 - ・ インターネット販売事業者A社から物流会社X社へ、配送商品とともに家電リサイクル券を送付
 - ・ 物流会社X社が商品の配送・設置・取付と同時に廃家電の引取り
 - ・ 廃家電が指定引取場所へ引き渡された後、家電リサイクル券(小売業者回付片)はインターネット販売事業者A社へ戻され、A社にて保管

(参考) 物流会社X社のサービスの特徴(モデル)

- ・ リサイクル料金は物流会社X社が現地にて徴収。
- ・ 自らシステムを組んでおり、廃家電の引取・引渡状況について、小売業者が、Web画面でリアルに確認可能
- ・ 対象品目は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の3品目
※ エアコンについては検討中

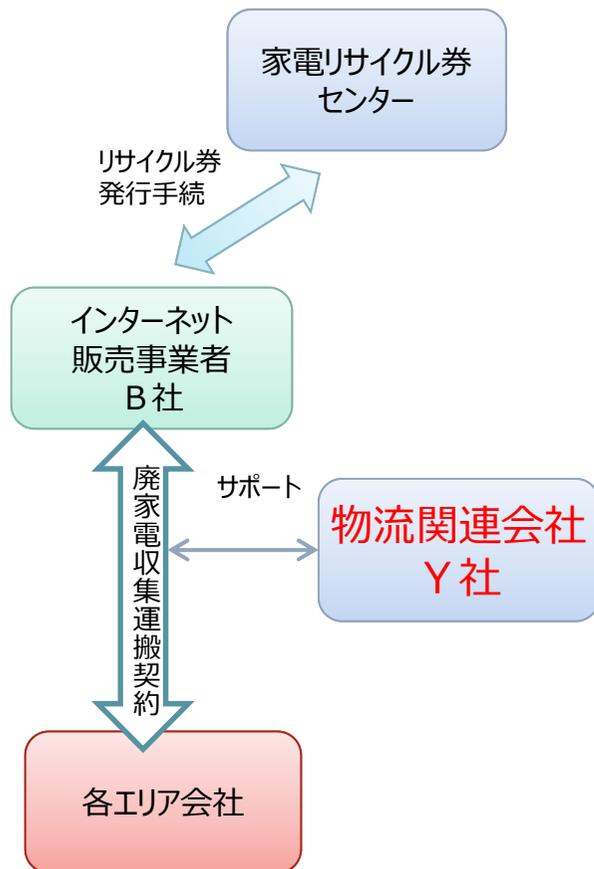
注) 上記は実在する対応事例を参考にしてモデルとして作成したものであり、家電リサイクル法、廃棄物処理法など法令等が遵守されていることが前提。

モデルを作成するに当たって参考にした物流会社: ヤマトホームコンビニエンス株式会社

参考：インターネット販売事業者の対応例のモデル②

② インターネット販売事業者B社は家電リサイクル法上の引取・引渡義務について、物流関連会社Y社のサポートを得つつ、各エリア会社と廃家電の収集・運搬の委託契約を直接行い、対応を行うというモデル

➤ 対応イメージ



・ 廃棄物収集運搬許可及び電気工事士資格を有する。

➤ 対応の流れ

- ① インターネット販売事業者B社は家電リサイクル券センターとリサイクル券発行手続を行う。
- ② インターネット販売事業者B社は、廃棄物収集運搬許可及び電気工事士資格を有する各エリア会社(仮称。複数社)と
 - ・ 商品の配送・設置
 - ・ 廃家電の収集運搬について、一体的な契約を直接行う。
- ③ 物流関連会社Y社は、インターネット販売事業者B社と各エリア会社とが直接契約締結するに当たってのサポート(情報提供等)を行う。
- ④ 具体的なオーダーに対して、
 - ・ インターネット販売事業者B社から各エリア会社へ、配送商品とともに家電リサイクル券を送付
 - ・ 各エリア会社が商品の配送・設置と同時に廃家電の引取り
 - ・ 廃家電が指定引取場所へ引き渡された後、家電リサイクル券(小売業者回付片)はインターネット販売事業者B社へ戻され、B社にて保管

(参考) 物流関連会社Y社のサービスの特徴(モデル)

- ・ リサイクル料金は各エリア会社が現地にて徴収
- ・ 対象品目は、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の4品目

注) 上記は実在する対応事例を参考にしてモデルとして作成したものであり、家電リサイクル法、廃棄物処理法など法令等が遵守されていることが前提。

ステップ3

収集運搬料金を定めて、家電4品目を販売するウェブサイト(カタログ通信販売の場合にはカタログ)に、家電リサイクルに関して必要な情報を表示する。

- 収集運搬料金については、本説明会の資料2の15ページに記載の事項に留意してください。
- ウェブサイトに掲載する内容の例を次ページに掲載しているので、参考にしてください。
- 家電4品目の購入を検討している消費者にとって分かりやすい場所に表示してください。購入後の消費者のみが閲覧できるページに表示しても、表示義務の履行にはなりません。

収集運搬料金の公表義務並びに収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務①

再掲: 資料2のP.15

～収集運搬料金の公表義務関係～

小売業者は、指定引取場所までの収集運搬に要する料金(収集運搬料金)を排出者(消費者等)に請求することができる。

(家電リサイクル法第11条)

収集運搬料金は事前に定めて公表しなければならず、また、適正な原価を勘案して設定しなければならない。

(家電リサイクル法第13条第1項・第2項)

収集運搬料金は、排出者の廃家電の適正な排出を妨げることがないように配慮しなければならない。

(家電リサイクル法第13条第3項)

解 説

・ 収集運搬料金の公表の方法

→ 店舗販売の場合は、店舗の見やすい場所への掲示その他の適切な方法による。インターネット販売の場合はWeb上に掲載、通信販売の場合はカタログに掲載するなどし、「公表」する必要がある。商品を購入した顧客しか閲覧できないとする方法は認められない。

・ 「適正な原価」

→ 意図的に高額な収集運搬料金は認められない。最も能率的に行った場合の「適正な原価」を目指して費用低減に向けた努力をすべきことを期待されている。「適正な原価」は小売業者固有の事情により異なるため、最終的には個々の小売業者単位で判断。

→ 「適正な原価」を勘案して設定されていれば、廃家電の引取り地域別や品目別に料金設定を分けたり、一度に2台以上をまとめて引き取る場合の2台目以降の料金を1台目よりも低く設定したりすることは可能。

収集運搬料金が適正な原価を著しく超えていると認められる場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告・行政処分、刑事罰の対象となり得る。(詳細は資料2のP. 27)

参考：インターネット販売サイトの表示の例

以下は、インターネット販売上における表示の一例である。法令上必要な情報が記載されていればよく、この通りに表示しなければならないというわけではない。

【家電4品目のリサイクルについて】

当店においてエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(家電4品目)のいずれかを御購入の方については、家電リサイクル法に基づき、廃棄する古い製品の引取りを行います。

[当店で新しい機器を購入すること(買換え)に伴い廃棄する場合]

新しい機器の購入に伴い廃棄する場合には、注文フォーマット中の家電リサイクル引取希望欄にチェックを入れ、引取りをお申込みください。商品配送時に配送業者が古い製品を引取り、メーカーに引き渡してリサイクルを行います。

[買換えではなく、過去に当店で購入した機器を廃棄する場合]

過去に当店で購入した機器を廃棄する場合には当店へのメールで、引取りをお申込みください。お申し込み後、引取日時や回収製品の詳細についてメールによりお打ち合わせをさせていただきます(引取りまでに1~2週間程度必要です。)

※過去に当店で購入した機器の廃棄に係る依頼のメールフォームは[こちら](#)

引取り希望の申し込み方法については、サイトの構成により異なる。消費者が申し込みやすい方法が適切。

【家電4品目のリサイクルに必要なとなる料金について】

家電4品目のリサイクルには、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です(新しい機器の配送代とは異なります。)

引取り時に、引取りを行う業者に現金でお支払いください。その際、家電リサイクル券の消費者控を受領してください。

「リサイクル料金」は、廃棄する機器の種類・大きさ・メーカーにより異なります。一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターの一覧を参照してください。

http://www.rkc.aeha.or.jp/consumer/recycle_price.html

「収集運搬料金」は、●●●円(税込み)です。

※●●地域及び●●地域については、収集運搬料金が●●円(税込み)増しとなります。

※同時に2台以上の引取りを希望される場合には、2台目以降の機器については収集運搬料金が●●円(税込み)となります。

※商品の配送を伴わない、廃家電の引取りのみの場合については、収集運搬料金が●●円(税込み)増しとなります。

※エアコンの取外しが伴う場合については、リサイクル料金及び収集運搬料金のほかに、エアコンの取外し工事料金として●●円(税込み)が必要です。

大手メーカーのリサイクル料金を例示することも可。ただし、リサイクル料金が改訂された際には表示も修正する必要がある。

この例では品目にかかわらず一律の料金にしているが、エアコンは●●●円、テレビは●●●円といったように品目別にする可。また、地域別にする可。

その他、諸条件に応じて上乗せの費用が必要とすることも、あらかじめ表示しているのであれば可。

義務履行体制構築に係る主な事項の流れ④

ステップ4

廃家電の引取りを申し込むフォーム等を設置する。

- 廃家電の引取りを申し込むフォーム等を設置してください。
- 家電4品目の購入注文時に、廃棄する家電4品目の引取り希望の有無や、当該廃棄する家電4品目のメーカー名やサイズについて回答することができる、回答欄を作成することが考えられます。カタログ通販であって電話により商品の注文を受ける場合には、家電4品目の注文をする消費者に対してオペレーターが廃棄する家電4品目の引取り希望の有無等を確認することが考えられます。
- また、インターネット販売の場合、商品と同様に「家電リサイクル引取り手配」といった(架空の)商品を出品し、当該(架空の)商品が注文された場合には、廃家電の引取りを手配するといったことも考えられます。

※いずれにせよ、廃家電の引取りの申込方法は、あらかじめ消費者に分かりやすく案内してください。

○ 以上の4ステップにより、大まかには、小売業者としての義務履行を行う体制の構築はおおむね完了します。

※家電リサイクル券の保管体制、委託先の管理体制、リサイクル料金等に係る照会応答体制など、この資料に記載されていない事項に係る体制構築が必要であることに留意してください。

○ 体制を構築した後は、実際に義務の履行を行うこととなります。本説明会の資料2の内容をよく理解し、同資料の25～26ページのチェックリストも活用して、小売業者としての義務を忠実に履行してください。

家電リサイクル法に基づく小売業者の義務等に関して、本説明会資料を御覧いただいた上で、なお御質問がある場合には、以下の担当部局に御連絡ください。

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
代表:03-3501-1511(内線 3981)

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
代表:03-3581-3351(内線 6804、7863、6829)

これまでの小売業者の義務について、遵守すべき事項を簡単にまとめると、以下のとおり。

<チェックリスト>

収集・運搬料金等

- ①収集・運搬料金は公表しているか。(Web上、カタログに掲載等)
- ②公表した収集・運搬料金は適正な原価を勘案したものとなっているか。
- ③リサイクル料金、収集・運搬料金の照会への対応は迅速かつ丁寧か。

指定引取場所への収集・運搬

- ①廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を得た者に委託しているか。
- ②委託契約を文書で交わしているか。
- ③契約書に再委託禁止条項が含まれているか。
- ④管理票(家電リサイクル券)の事務の一部を委託(保存や閲覧に関する事務は不可)している場合、小売業者自らが発行、回付等の状況をチェックしているか。

廃家電の引取り、中古品としての譲渡

- ①「排出者から引き取った廃家電」「指定引取場所に引き渡した廃家電」「中古品として引き取った家電」の台数チェックがなされているか、また、台数に整合が取れているか。
- ②中古品としての引取基準(リユース基準)を設定しているか。
- ③リユース基準が適切であるか。

<次ページに続く。>

<前頁からの続き>

管理票(家電リサイクル券)の保存・閲覧請求への対応

- ①保存期間(3年間)が遵守されているか。
- ②閲覧に適した状態であるか。
- ③管理票(家電リサイクル券)の閲覧請求への対応は迅速かつ丁寧であるか。

管理票(家電リサイクル券)の回付確認

- ①管理票(家電リサイクル券)の写しを排出者に交付しているか。
- ②回付確認を定期的に行っているか。
- ③回付がない管理票(家電リサイクル券)の廃家電についての状況確認は行っているか。

引き取った廃家電の保管状況その他

- ①保管期間が長すぎないか。
- ②荷崩れが起きないように保管されているか。
- ③盗難を防ぐ措置が取られているか。
- ④廃エアコンの取外しの際、冷媒フロンのポンプダウンを確実に実施しているか、また、廃エアコンの取外しを他者に委託している場合、ポンプダウンを指示しているか。

以上の点について、「全てを満たしていなければ違法」というわけではないが、これらを全てを満たしていれば違法性を問われることは基本的にはない。

<小売業者の義務>
(再掲)

排出者(消費者)からの引取義務

収集運搬料金の公表義務並びに収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務

製造業者等への引渡義務

管理票の交付・管理・保管等義務